

「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定及び今後の検証の進め方について

令和5年11月28日

事 務 局

- MNOとMVNOとの間のイコールフットイングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が設定する接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認することを目的として、令和4年度より、「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(令和4年11月28日策定。以下「モバイルスタックテスト指針」という。)に基づき、検証を実施している。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」(抜粋)

<検証方法>

(前略) 検証対象サービス等(中略)ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、検証対象サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用(接続料相当額及びその他の設備費用をいう。(中略))を比較し、その差分が利用者料金で回収される(中略)営業費相当額(中略)を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が検証対象サービス等と同等の価格で競合サービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。(後略)

- 令和4年度に行われたモバイルスタックテストの概要は、以下のとおり。
 - ・ モバイルスタックテスト指針に基づき、本研究会における検討を踏まえ、MVNOから要望が寄せられたサービス等のうち、NTTドコモの「ahamo」(20GB)、KDDIの「povo2.0」(3GB)、ソフトバンクの「LINEMOミニプラン」(3GB)を検証対象サービス等として決定。
 - ・ MNO3社は、検証対象サービス等について、モバイルスタックテスト指針に基づき検証を実施し、いずれも「接続料等」が「利用者料金」を下回っているとの結果を公表。
 - ・ 本研究会においてMNO3社の検証結果の妥当性を確認したところ、検証対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当とされた。
- 「競争ルールの検証に関する報告書2023」(令和5年9月11日公表)及び本研究会第七次報告書(令和5年9月6日公表)において、モバイルスタックテストにFTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮することが適当とされたことを踏まえ、総務省において、意見募集を経て、モバイルスタックテスト指針を改定(令和5年11月22日公表)。
- 今年度のモバイルスタックテストは、改定後のモバイルスタックテスト指針に基づいて行うこととする。

- 競争ルールの検証に関するWG及び本研究会の結論を踏まえ、以下の点についてモバイルスタックテスト指針を改定。

(1) FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響の考慮

- ①: 検証対象サービス等選定時における考慮
- ②: 検証時における考慮

(2) 検証に用いた各数値の詳細な算出根拠の報告

(1) ①: 検証対象サービス等選定時における、FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響の考慮

改定内容【モバイルスタックテスト指針】

3. 検証の実施方法

(2) 検証対象

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、次の①から③までの要件を全て満たすものを対象とする。

- ① 指定事業者が現に提供している(略)サービス等(略)のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供している(略)競合サービス等(略)の料金の月額相当額を下回るか、又はこれと近接している²もの(略)
- ②・③ (略)

【以下脚注(改正箇所のみ抜粋)】

2 指定事業者が現に提供しているサービス等について、FTTHアクセスサービス(当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)とのセット割引が存在する場合には、当該セット割引を適用した料金の月額相当額が競合サービス等の料金の月額相当額を下回る、又は近接していることを含む。この場合において、競合サービス等にもFTTHアクセスサービス(当該競合サービス等を提供する競争事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含む。)とのセット割引が存在する場合には、当該競合サービス等のセット割引を考慮した料金の月額相当額と比較すること。

規定の趣旨

- ・ 改定前のモバイルスタックテスト指針においては、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「指定事業者」という。)の提供するモバイルに係るサービス等(以下「モバイルサービス等」という。)のうち、

① 競合サービス等(競争事業者が提供するモバイルサービス等をいう。以下同じ。)の料金を下回る、又はこれと近接していること

- ② 競争事業者側から具体的な課題に基づく要望があること
- ③ 本研究会において検証を行う合理性が認められること

の3要件を満たしたものを検証対象としていた。

- ・ 今般、①の要件の検討に当たり、FTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮する旨を脚注に追記。

具体的には、指定事業者が提供するモバイルサービス等について、FTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合は、当該モバイルサービス等の料金に当該セット割引を適用した料金と比較することを可能とする。

ただし、競合サービス等についても、FTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合は、当該競合サービス等の料金に当該セット割引を考慮した料金と比較することとする。

- ・ なお、この際に考慮するFTTHアクセスサービスとのセット割引は、指定事業者及び競争事業者自身が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引だけでなく、他の電気通信事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引も含むこととする。

(1) ②: 検証時における、FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響の考慮

改定内容【モバイルスタックテスト指針】

3. 検証の実施方法

(3) 検証方法

⑤ 利用者料金

(i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、次のとおり以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。(ただし、(略) FTTHアクセスサービス以外の通信サービス及び非通信サービス等とのセット割引を除く。)

・(略)

・ FTTHアクセスサービス(略)とのセット割引にあつては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額⁹。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。

・ 検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立販売価格¹⁰及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該FTTHアクセスサービスに按分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。(略)

・ 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引においては、現に当該検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

【以下脚注(改正箇所のみ抜粋)】

9 セット割引が適用されるFTTHアクセスサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

10 財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

規定の趣旨

- 改定前のモバイルスタックテスト指針においては、検証における利用者料金に関する割引きの取扱いについて、非通信サービス等とのセット割引は利用者料金の額からの控除の対象外としていたところ、今般、FTTHアクセスサービスとのセット割引を控除の対象とする。
- この際に考慮するFTTHアクセスサービスとのセット割引は、検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引だけでなく、他の電気通信事業者が提供するFTTHアクセスサービスとのセット割引も含むこととする。
- FTTHアクセスサービスとのセット割引について利用者料金の額から控除する金額は、「セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額」とし、具体的には、
 - ✓ 検証対象サービス等を提供する指定事業者により提供されるFTTHアクセスサービスとのセット割引の場合、本研究会で示された例を踏まえ、例えば以下のような合理的な方法により算出する。

検証対象サービス等 α とFTTHアクセスサービス β のセット割引の割引額の総額: D

α の独立販売価格: P_{α}

β の独立販売価格: P_{β}

当該セット割引に紐づく α の回線数: N_{α}

当該セット割引に紐づく β の回線数: N_{β}

$$D \times \frac{P_{\alpha}}{P_{\alpha} \times N_{\alpha} + P_{\beta} \times N_{\beta}}$$

- ✓ 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者により提供されるFTTHアクセスサービスとのセット割引の場合は、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

- なお、セット割引が適用されるFTTHアクセスサービスが複数存在する場合には、検証対象サービス等に係る割引額を、各セット割引を受ける者の割合で加重平均した金額とする。

(2) 検証に用いた各数値の詳細な算出根拠の報告

改定内容【モバイルスタックテスト指針】

4. 結果の公表等

指定事業者は、本件検証の結果を、その検証に用いた設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の具体的な算出方法並びにこれらの算出に当たって用いた数値及び当該数値の詳細な算出過程等と併せて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表する。

規定の趣旨

- 改定前のモバイルスタックテスト指針においては、指定事業者は、設備等費用、営業費相当額及び利用者料金について、検証に用いた具体的数値及びその算出根拠を総務省へ報告することとされていた。
- 本研究会において、検証に用いた具体的数値及びその算出過程について、総務省において確認することができるよう、より細かな報告を求めることが適当とされたことを踏まえ、**検証に用いた具体的数値の算出過程等についても報告を求める旨を規定**。

○ 本研究会第七次報告書 第4章 接続料等と利用者料金の関係の検証 2. 接続料等と利用者料金の関係の検証(移動通信分野) (3) 次回以降の検証の進め方

②考え方

<固定通信と移動通信のセット割引>

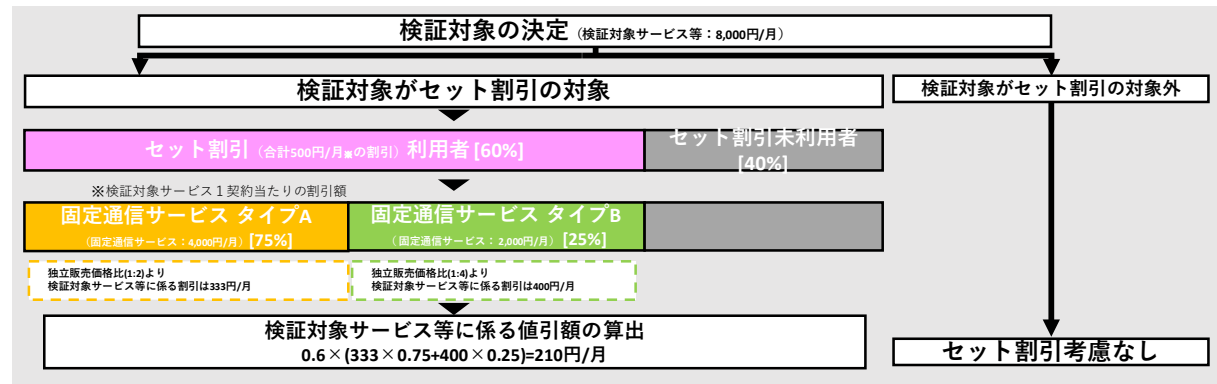
FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比(FTTHアクセスサービス:モバイルサービス=1:2~3)が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である。

モバイルスタックテストの検証対象となったサービス等が固定通信サービスとのセット割引の対象である場合、例えば次のような手順でセット割引を考慮することが考えられる。(中略)

なお、現行のモバイルスタックテスト指針においては検証対象の選定過程においてもセット割引を考慮していないが、固定通信・移動通信間のセット割引がモバイルサービス市場の競争に影響を及ぼすものであることを踏まえれば、検証対象の選定に当たっても、セット割引を考慮することが適当である。

<次回以降の検証の進め方>

(中略)接続料相当額の算出過程を含め、検証に用いた具体的数値及びその算出根拠についてはモバイルスタックテスト指針上総務省へ報告することとされているところ、今回の検証を通じてより詳細な提示を求める意見があったことから、検証に用いた具体的数値及びその算出過程については、総務省において確認することができるようより細かな報告を求めることが適当である。(後略)



時期	令和5年			令和6年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
モバイルスタック テスト指針改定		指針改定 					
対象サービス等 決定		11/28 (本日) ヒアリング① (MVNO)	ヒアリング② (MNO)	対象サービス等決定 			
スタックテスト 実施						MNOにおいて スタックテスト実施 	
スタックテスト 結果の検証							本研究会において テスト結果の検証

(参考) 前回検証時における議論の経過

- 第64回会合(令和4年11月15日(火)) 対象サービス等に関してMVNO等(テレコムサービス協会MVNO委員会、IJ及びオプテージ)からヒアリング
- 第65回会合(令和4年11月30日(水)) 対象サービス等に関してMNO3社(NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク)からヒアリング
- 第66回会合(令和4年12月21日(水)) 初回検証の対象サービス等の決定
- 第71回会合(令和5年4月18日(火)) 初回検証結果の提示
- 第74回会合(令和5年6月13日(火)) モバイルスタックテスト指針の改定方針について